

## 第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

## 第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

### 1. 歴史的風致形成建造物の指定の基本的な考え方

本市では、これまで歴史的建造物について、文化財保護法をはじめとして県及び市の文化財保護条例に基づく指定を行い、保存・活用に努めてきた。しかし、本市には指定文化財以外にも歴史的建造物は多く存在しており、これらの建造物においても適切な保存が必要となっている。

本計画では、本市の維持及び向上すべき歴史的風致を形成する歴史的建造物のうち、重点区域内において、必要かつ重要と認められる建造物を「歴史的風致形成建造物」として指定する。これにより、指定文化財の保存とともに、指定文化財以外の歴史的建造物の保存を推進する。

### 2. 歴史的風致形成建造物の指定要件

歴史的風致形成建造物の指定については、建造物の所有者と協議の上、同意を得られた物件を前提とし、以下の「指定基準」を満たす建造物を指定する。

- ① 文化財保護法第57条第1項の規定に基づく登録有形文化財
- ② 静岡県文化財保護条例に基づく指定文化財
- ③ 伊豆の国市文化財保護条例に基づく指定文化財
- ④ 景観法に基づく景観重要建造物及び伊豆の国市景観条例に基づく景観重要建築物
- ⑤ その他、本市の歴史的風致の維持向上に寄与する建造物で、市長が必要と認めたもの

ただし、指定にあたっては、「概ね築50年を経過しているもの」、「所有者又は管理者等により適切な維持管理が見込まれるもの」、「所有者の同意が得られるもの」、の条件を満たすことを前提とする。

### 3. 歴史的風致形成建造物の指定候補

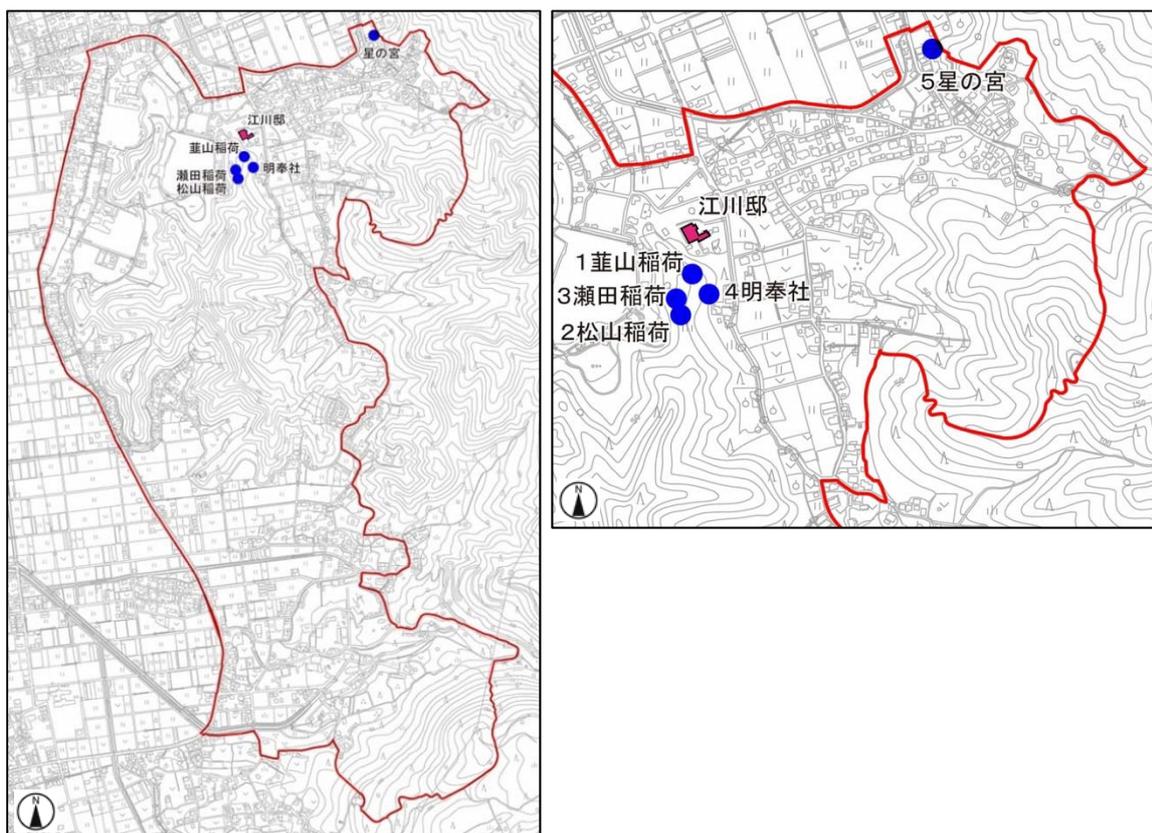
当該重点区域において、指定の候補となる歴史的建造物は、以下のとおりである。

表 7 - 1 歴史的風致形成建造物の指定候補

NO	指定区分	名称 (所在地)	写真	所有者
1	未指定	葦山稲荷 (葦山葦山)		公益財団法人 江川文庫
2	未指定	松山稲荷 (葦山葦山)		公益財団法人 江川文庫
3	未指定	瀬田稲荷 (葦山葦山)		公益財団法人 江川文庫

NO	指定区分	名称 (所在地)	写真	所有者
4	未指定	明奉社 (葦山葦山)		公益財団法人江川文庫
5	未指定	星の宮 (葦山山木)		個人

図7-1 歴史的風致形成建造物候補の位置図



**第 8 章 歴史的風致形成建造物の  
管理の指針となるべき事項**

## 第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

### 1. 歴史的風致形成建造物の維持・管理の基本的な考え方

歴史的風致形成建造物の維持・管理は、静岡県や伊豆の国市の文化財保護条例に基づき指定されている建造物については、当該条例に基づき適正に維持・管理を行い、それ以外は、建造物の特性や価値に基づき適正に維持・管理を行うこととする。

適正な維持・管理は、所有者等による維持・管理を基本とし、歴史まちづくり法第15条第1項に基づく歴史的風致形成建造物の増築、改築、移転又は除却に係る市長への届出及び勧告等を活用し、適正な維持・管理を図る。また、維持・管理を行ううえで修理が必要な場合は、建築様式や改変履歴等の調査・記録を行ったうえで、往時の姿に修復・復原することを基本とする。

また、歴史的風致の維持向上のため、歴史的風致形成建造物の積極的な公開・活用を図るものとする。公開にあたっては、外部から眺め見ることができるよう措置を講ずるだけでなく、可能な限り内部の公開に努めることとし、公開する場合は、所有者の生活に支障を与えないよう配慮するよう十分に協議をし、実施することとする。

### 2. 個別の事項

#### (1) 県及び市指定文化財

県及び市指定文化財は、静岡県及び伊豆の国市の文化財保護条例に基づく現状変更等の許可制度による保護を図る。これらの建造物の維持・管理は、建造物の外観及び内部を対象に、調査に基づく修復・復原を基本とする。文化財の保護の為に必要な防災上の措置を講ずる場合は、文化財の価値の担保に支障を与えない範囲で行うこととする。特に民間が所有する建造物の修理等は、補助制度等を活用して所有者等の負担軽減に努めるとともに、関連する審議会や専門の有識者等による必要な技術的指導を踏まえて実施するものとする。

#### (2) 登録有形文化財

登録有形文化財は、文化財保護法に基づき、適切に維持・管理を行う。これらの建造物の維持・管理は、建造物の外観を主対象に、調査に基づく修復・復原を基本とする。また、建造物の内部において歴史的価値の高いものは、所有者との協議の上、保存に努めることとする。民間が所有する建造物の修理等は、補助制度等を活用して所有者等の負担軽減に努めるとともに、関連する審議会や専門の有識者等による必要な技術的指導を踏まえて実施するものとする。

### **(3) その他保全の措置が必要な建造物**

歴史的風致形成建造物に指定した建造物は、登録有形文化財や市指定文化財等として登録・指定するよう努めるものとする。これらの建造物の維持・管理は、内部の保全に努めつつ、建造物の外観を主対象に現状の維持及び保存を基本とする。民間が所有する建造物の修理等は、補助制度等を活用して所有者等の負担軽減に努めるとともに、関連する審議会や専門の有識者等による必要な技術的指導を踏まえて実施するものとする。

## **3. 届出が不要な行為**

歴史まちづくり法第15条第1項第1号及び同法施行令第3条第1号に基づく届出が不要な行為については、以下の行為とする。

### **(1) 届出が不要な行為**

- ① 文化財保護法第57条第1項の規定に基づく登録有形文化財について、同法第64条第1項の規定に基づく現状変更の届出を行った場合
- ② 静岡県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づく県指定有形文化財について、同条例第12条第1項の規定に基づく現状変更等の許可申請を行い、又は同条例第13条第1項に基づく修理の届出を行った場合
- ③ 伊豆の国市文化財保護条例第4条第1項の規定に基づく市指定文化財について、同条例第9条の規定に基づく現状及び環境等の変更の届出を行った場合
- ④ 景観法第19条に基づく景観重要建造物について同法第22条第1項に基づく現状変更の許可申請を行った場合

